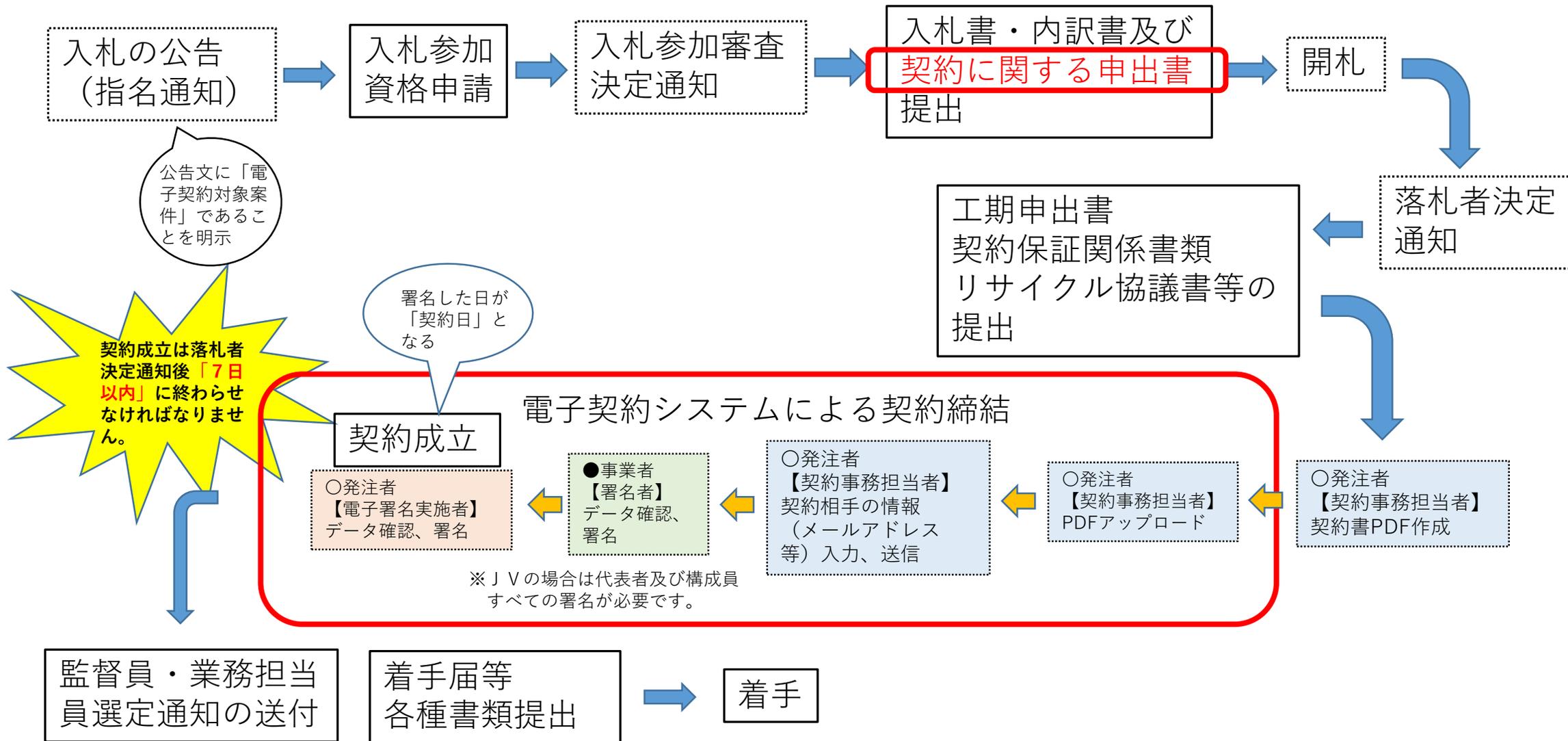


電子契約の導入に係る 建設業等関係事業者説明会

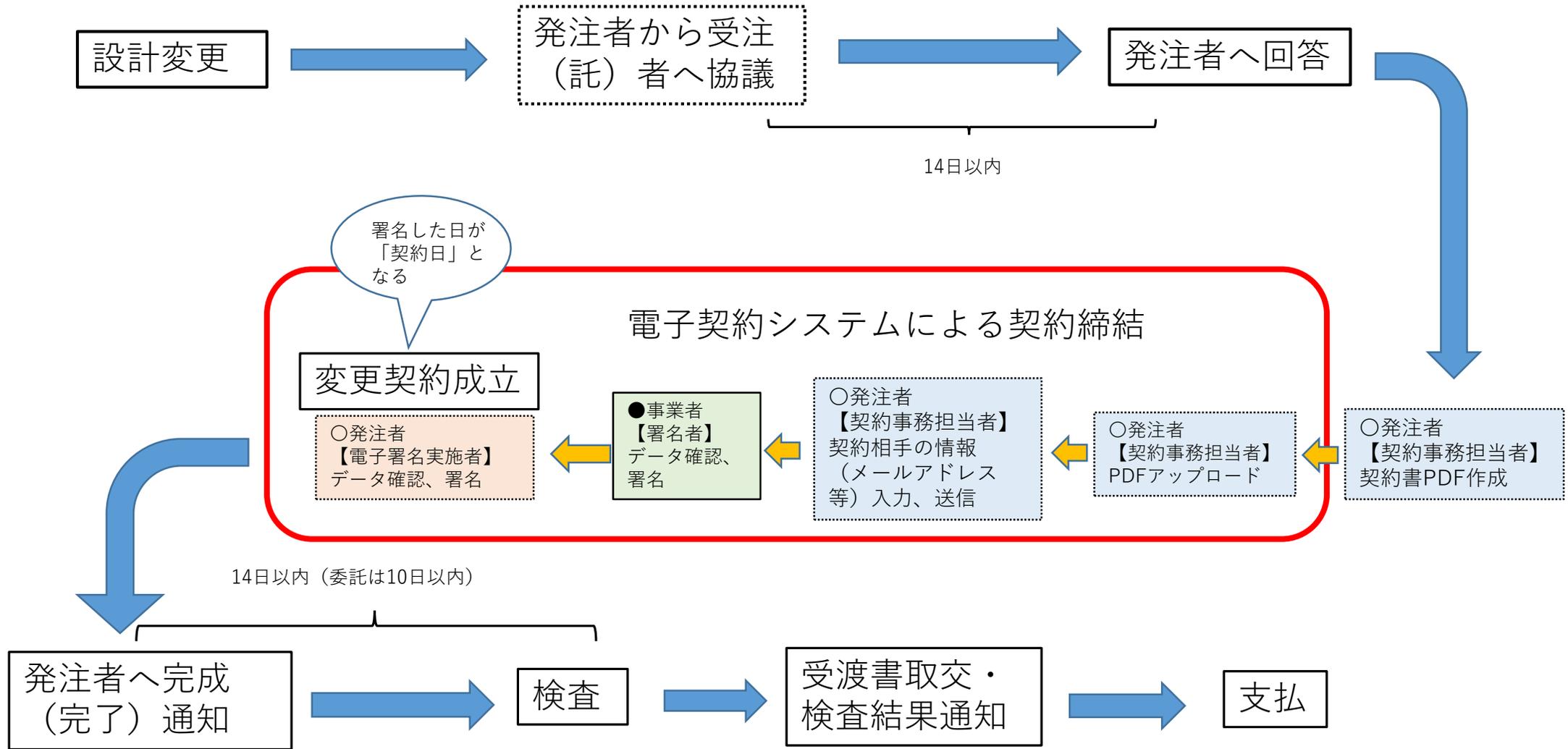
令和5年10月

北海道建設部建設政策局建設管理課

契約締結までの流れ（当初）



契約締結の流れ（最終変更契約）



電子契約の対象となる契約

- 令和5年（2023年）令和5年11月以降に入札公告及び指名通知等を行う案件
 - 〔導入以前の契約に係る変更契約については対象外（当初契約と同様、紙契約）〕
- 公告文等に電子契約の対象であると記載された案件のなかで、落札者が電子契約を希望したもの
 - 〔電子契約を希望しない場合は、従来どおり紙による契約も可能〕

電子契約の導入により何が変わる？

■ 変わること

- ・ 契約書（鑑・約款・リサイクル協議書）に印鑑、日付が記載されない（契約日はタイムスタンプ付与日で確認）
- ・ 公告文、指名通知文、入札（見積）心得の内容
（電子契約案件入札であることを明示）
- ・ 入札時に発注者へ電子契約に同意する旨及びメールアドレス確認の文書（契約に関する申出書）の提出が必要
- ・ 契約書への収入印紙の貼付が不要
- ・ 契約書の持参、郵送が不要

など

■ 変わらないこと

- ・ 入札参加資格審査書類、入札書及び内訳書の提出方法
- ・ 契約保証、工期申出書、建設リサイクル法に係る協議に関する手続き
- ・ 契約書以外の提出書類（施工体制台帳、工事完成届、実績報告書、請求書等）の提出方法
- ・ 工事監督員、業務担当員の通知
- ・ 設計変更時の事務手続き（変更契約締結の事務手続きを除く）
- ・ 前金払、完成払の請求事務手続き

など